

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

[施策の基本方針]

地震による被害を最小限に抑えるため、地震に強いまちづくりを計画的に推進するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を検討し、総合的な都市防災構造の強化を目指す。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 土地利用計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 開発審査課
第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画 1. 市街地再生の推進 2. 土地区画整理事業 3. 市街地再開発事業 4. 住民との合意形成	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 区画整理課
第3項 公園・緑地整備計画 1. 公園・緑地の整備 2. 農地・林地の保全	<input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 景観課

第1項 土地利用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第3項 1. 土地利用計画】を参照する。
ただし、地震に強いまちづくりを計画的に推進するため、まちづくりにおいて考慮する災害リスクなどの点について検討し、都市計画マスタープラン等に反映する。

第2項 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

1. 市街地再生の推進

市は、住宅の密集、老朽家屋の集合及び小規模敷地の連たん等の地区における延焼防止・迅速な避難活動のため、市街地開発事業等を推進し、建築物等の更新などによる不燃化の促進や空地等の整備、安全な避難路の確保など、都市防災等に対する都市機能の向上を図る。

2. 土地区画整理事業

市は、道路・公園・下水道等の社会基盤整備を計画的に進めるとともに、既成市街地及び周辺地域では、土地区画整理事業等の手法を用いて老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・緑地等の都市基盤施設の整備

を検討する。

なお、現在実施中の土地区画整理事業については、防災的観点からもその推進に努める。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】都市防災対策に関する現況等

3. 市街地再開発事業

市は、都心部及びその周辺地域において居住環境の悪化、災害の危険性が增大している区域では、市街地再開発事業等を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、併せて延焼遮断能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

4. 住民との合意形成

市は、第五次宮崎市総合計画における都市の将来像、本市都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの基本理念に基づき、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用、災害に強い市街地の形成を推進する。

第3項 公園・緑地整備計画

市は、指定緊急避難場所・避難路及び延焼遮断帯の機能をもつ公園、緑地、広場等のオープンスペースを確保するとともに、地域における防災性の向上を図るため小公園・空地等を確保する。これらは、土地区画整理事業等や河川環境整備との調和を図りながら、その確保に努める。

1. 公園・緑地の整備

土地区画整理事業等の施行にあわせ、計画的な公園の整備を行うとともに、適正配置を図る。

(1) 緑化の推進

緑の基本計画、緑のまちづくり条例に基づき、住民参加による緑の保全と育成を図り、総合的に緑化を推進する。

(2) 公園・緑地の確保

ア 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難地として整備拡充を行う。

イ 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。

ウ 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】都市防災対策に関する現況等

(3) 延焼遮断帯

ア 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域において、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

イ 延焼遮断緑地や道路、公園等を確保するため、街路樹の整備と狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

2. 農地・林地の保全

残存する農地・林地に対しては、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行い、空地としての保全を図る。水源涵養及び自然災害防止機能を有する山地についても保全を図る。

第2節 建築物の安全化

[施策の基本方針]

既存の建築物の耐震性強化、落下物対策・倒壊防止対策、液状化対策、不燃化対策を講じるとともに、応急対策活動上の拠点となる公共施設等に対しては順次耐震改修を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 建築物の耐震性の強化 1. 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 2. 建築物の落下物対策の推進	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 公共施設管理担当課 <input type="checkbox"/> 建築住宅課
第2項 建築物の液状化対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 建築行政課
第3項 建築物の不燃化の促進 1. 防火地域・準防火地域の指定	<input type="checkbox"/> 都市計画課
第4項 重要施設等の耐震性の強化 1. 防災上の重要建築物の耐震化等 2. その他の建築物の所有者等による施設の耐震化	<input type="checkbox"/> 建築住宅課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 公共施設管理担当課
第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進 1. 建築物のアスベスト対策の推進 2. アスベスト含有廃棄物の処理計画の推進 3. その他	<input type="checkbox"/> 環境指導課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 環境施設課
第6項 文化財災害予防対策 1. 重要文化財の指定 2. 広報活動 3. 文化財の防災対策 4. 防災体制の確立	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 文化財課 <input type="checkbox"/> 消防局
第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 公共施設管理担当課 <input type="checkbox"/> 建築住宅課

第1項 建築物の耐震性の強化

1. 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進

市は、民間建築物の耐震化を促進するため、昭和56年5月以前に建築された木造住宅について、無料耐震診断を行い、耐震改修工事等を行う者に対して、費用の一部を助成する。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、民間の学校、幼稚園、保育所、運動施設、病院、診療所、老人ホームなどの民間特定建築物にかかる耐震診断を行う者に対して、費用の一部を助成する。

新たに計画される建物については、建築主並びに建築士会等関係団体に対し、余裕のある構造計画に努めるよう指導する。

(2) 耐震性強化のための相談窓口の設置

市は、耐震性能の劣る既存建築物について、耐震診断相談窓口を設置し、民間建築物の耐震

性強化を図る。

2. 建築物の落下物対策の推進

(1) 建築物の落下防止対策

市は、建築物の外壁や窓ガラスなどのほか、看板、照明灯、自動販売機の落下・倒壊による人的被害や避難活動等への支障を防止するため、これらの所有者、管理者に対し、広報を通じて危険性についての啓発、修繕等の指導及び実態把握に努める。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、ブロック塀等の倒壊による被害防止を促進するため、避難路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等を除却又は建替える者に対して、費用の一部を助成する。

また、ブロック塀や大谷石塀等の重量塀の倒壊による生命・身体への被害を防止し、避難活動や消防活動等の妨げにならないよう、住民に対して次のとおり広報する。

- 1) 各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。
- 2) 老朽化や施工不備による倒壊の危険性や定期点検の必要性のほか、転倒防止策などについて広報する。
- 3) ブロック塀の施工業者に対し、法的手続きや基準等を遵守し、耐震性の確保に努めるよう広報する。
- 4) 住民に対して、ブロック塀を生け垣又はフェンスに転換するように広報する。

(3) 建築物の地震対策の促進

市は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

雑居ビル、集合住宅等では、ガスの漏出等に対する点検を強化し、ガス漏れの通報システムやガス遮断弁等の付設を推進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2項 建築物の液状化対策

市は、軟弱地盤又は液状化が予想される地域において、建築物の被害を軽減するため液状化現象の発生を防止するための対策、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策に関する知識の普及を図る（第2章 第3節 第2項液状化対策の推進を参照）。

第3項 建築物の不燃化の促進

1. 防火地域・準防火地域の指定

市は、火災発生、延焼火災から安全を確保するため、木造建物や飲食店等の集中する市街地に対し、必要に応じて準防火地域等の指定を検討する。

■防火地域、準防火地域の指定状況

防火地域	指定なし
準防火地域	約 188.08ha

■ 第4項 重要施設等の耐震性の強化

1. 防災上の重要建築物の耐震化等

市は、災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、応急対策活動の拠点となる防災上の重要建築物について、耐震診断を実施し、必要と認めたものについては当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。また、必要に応じ県及び建築士会等と協力して個々の建築物の安全点検の実施を推進する。

- ア 防災中枢施設（市役所等）
- イ 消防施設（消防局、消防署、出張所等）
- ウ 医療施設（救急施設、総合病院等）
- エ 避難施設（公民館、小学校、中学校等）
- オ 要配慮者施設（社会福祉施設等）

2. その他の建築物の所有者等による施設の耐震化

市は、耐震改修促進法を的確に施行し、次の建築物所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

- ア 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等
- イ 上記の耐震診断が義務付けられた建築物を除いた建築物のうち、耐震改修促進法に基づき防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないものの所有者等

■ 第5項 建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策の推進

市は、地震等の災害発生時において、建築物の倒壊等で飛散したアスベストによる健康被害の発生を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物のアスベスト飛散・ばく露防止対策を推進する。

1. 建築物のアスベスト対策の推進

市は、建築物の所有者等に対して、アスベスト使用実態の把握に努めるように啓発、助言を行う。

2. アスベスト含有廃棄物の処理計画の推進

市は、災害時におけるアスベスト含有廃棄物の処理については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」で定める対策を推進する。

3. その他

市は、上記1、2以外の対策を推進する場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省平成29年9月）」に準じて実施する。

第6項 文化財災害予防対策

市は、平素から文化財の所有者・管理者、文化財周辺地域住民に対し、火災等への災害対応について啓発・助言を行い、緊急時の文化財の搬出等の防災体制を整えておく。

1. 重要文化財の指定

市は、災害から貴重な文化遺産を保護するため、防災意識の高揚と重要文化財の指定促進を図るとともに、指定の重要文化財については所有者や管理者に対して防災設備の整備若しくは防災設備の整った施設への管理場所の変更等を必要に応じて要請する。

2. 広報活動

市は、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

3. 文化財の防災対策

市は、文化財の防災計画を作成する。建造物や天然記念物等の文化財には、予防対策として消火器及び屋内（屋外）消火栓等の設置を促進する。文化財の所有者、管理者には、消防機関との連携のもと、防災教育を行い、管理の強化を指導する。

4. 防災体制の確立

市は、災害予防及び災害発生時の責任、役割区分を明確化するとともに、自衛消防隊を編成し、防災体制を確立する。

■文化財災害予防に関する体制

	体制
避難体制の確立	ア 文化財の避難計画（指定緊急避難場所、避難路、責任者等）の作成 イ 参詣者、拝観者等の避難誘導計画の作成 ウ 避難訓練の実施
防災施設、設備の整備	ア 消火設備の整備促進 イ 避雷針、警報装置、防火用水池の整備促進

	ウ 電灯線、消火栓等の点検整備 エ 指定物周辺の火気使用禁止区域の設定
--	--

第7項 応急復旧に備えた体制・資機材の整備

市は、所管する施設、設備の被害状況を把握し、応急復旧を行うための体制、資機材をあらかじめ整備する。特に人命に関わる施設については早期に復旧できるよう体制の強化に努める。

また、震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を県と協力して養成する。

第3節 地盤災害防止対策の推進

【施策の基本方針】

地震発生に伴う「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」、「軟弱地盤液状化」に対する防止対策、住民への周知等について県や関係機関と連携し、積極的に推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 土砂災害予防計画	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 都市整備部
第2項 液状化対策の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 建築行政課

第1項 土砂災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第2項土砂災害予防対策】を参照する。

第2項 液状化対策の推進

市は、液状化の発生を防止する地盤改良工法や液状化の発生を前提として構造物で対処する工法等各種液状化対策の普及に努め、施策管理者に対し、適切な対策の推進を要請する。

なお、海岸部や河川沿いの低地部など液状化の発生が想定される公共性が高い地域等においてはあらかじめ液状化対策を検討する。

■液状化対策

	液状化対策
液状化現象の発生そのものを阻止する対策	地盤改良工法
液状化現象の発生を前提とした構造的な対策	① 木造建築物 ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法 イ アンカーボルトの適正施工 ウ 上部構造部分の剛性を持たせる エ 荷重偏在となる建築計画を避ける オ 屋根等の重量を軽くする ② 鉄筋コンクリート造等建築物 ア 支持杭基礎工法 イ 地階を設ける方法 ウ 面的に広がりのある建築計画とする エ 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める ③ コンクリートブロック塀 ア 法令等の技術基準を正しく履行する イ 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

第4節 海岸・河川・ため池等の整備と管理

【施策の基本方針】

市は、国、県に対し、地震時の地盤沈下、陥没に伴い決壊・液状化等を生じやすい海岸、河川堤防、護岸等について、耐震点検及び耐震性強化等のための対策を講じるよう要請する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 河川対策 1. 施設耐震性の強化 2. 防災体制等の整備	<input type="checkbox"/> 土木課
第2項 海岸の整備	<input type="checkbox"/> 土木課
第3項 ため池の整備	<input type="checkbox"/> 農村整備課

第1項 河川対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 1. 河川等対策】を参照する。
ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に調整を図る。

1. 施設耐震性の強化

市は、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強事業の推進について関係機関に要請する。

また、橋梁・排水ポンプ場・水門等の河川構造物についても耐震補強事業の推進について関係機関に要請する。

2. 防災体制等の整備

市は、河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう関係機関と調整を図る。

第2項 海岸の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第1節 第1項 5. 海岸の整備】を参照する。

第3項 ため池の整備

市は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたため池が多いことを踏まえ、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を選定し、耐震事業化を推進する。

また、ため池の決壊等に係るハザードマップを作成する。

第5節 道路等交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、地震災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画 1. 道路整備対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 法面崩壊対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課

第1項 道路施設等の点検・整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第1項道路施設等の点検・整備計画】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 道路整備対策

市は、関係機関と連携し、地震時の救援物資の輸送、救急・救助、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、応急対策活動拠点へのアクセス道路の整備など多重性のある道路ネットワークの構築に努める。

- ア 道路、擁壁、周辺の人工斜面等については、老朽化し、耐震性に問題のある箇所の点検・調査等を行い、対策を検討する。
- イ 狭あいな生活道路（4m未満）については、建築時におけるセットバックを指導する。
- ウ 橋梁の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な点検、修繕を実施するとともに、道路ネットワーク上重要な橋梁については、耐震補強や架け替え等を検討する。
- エ 緊急輸送道路における無電柱化の促進

第2項 法面崩壊対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第2節 第2項法面崩壊対策】を参照する。

第6節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

地震災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするため、上水道及び下水道施設の耐震性等を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 上水道、下水道施設災害予防計画 1. 上水道施設災害予防計画 2. 下水道施設災害予防計画	□上下水道局
第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画 1. ガス施設 2. 電力施設 3. 通信施設	□宮崎ガス(株) □九州電力(株) □九州電力送配電(株) □西日本電信電話(株)

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第3節 第1項上水道施設災害予防計画、第2項下水道施設災害予防計画】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 上水道施設災害予防計画

市は、水道施設の整備については、日本水道協会の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき、施設の耐震化を推進するとともに、地盤の液状化等による被害を防止するため、老朽管等について地震に強い水道管への布設替えを推進する。

また、浄水場、配水池等については、耐震診断結果をもとに施設の重要度・優先順位により耐震化計画を策定し、耐震化を図る。水源地、浄水場、配水池については、地震への予防対策として定期的な点検・検査を実施する。

なお、将来的には配水区域のブロック化を計画し、災害時の断水区域の縮小化、復旧作業の効率化・迅速化を図る。

2. 下水道施設災害予防計画

上下水道局は、地震災害時に河川等の水質保全や生活環境の安全を図るため、関係機関と連携しながら、「宮崎市下水道総合地震対策計画」に基づき施設の耐震・耐津波化を推進する。

第2項 ガス、電力、通信施設災害予防計画

1. ガス施設

宮崎ガス株式会社は、地盤の液状化等によって低地でのガス埋設管の被害の発生が予想されるため、地震時のガス供給システムをはじめとした二次災害防止に十分な配慮を行うとともに、耐震化を推進する。

2. 電力施設

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、発電施設、変電施設及び送電・配電施設に対して被害防止対策を実施するとともに、巡視、点検、復旧用資機材の確保及び情報連絡体制の整備並びに電力融通体制を確保する。

3. 通信施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても通信の確保ができるよう各種防災対策を実施する。

第7節 農林業災害予防対策

【施策の基本方針】

市は、農作物等への被害を未然に防止するため、事前の防災対策と常時の維持管理など所要の予防措置を講じる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 農業災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農政企画課 <input type="checkbox"/> 農村整備課 <input type="checkbox"/> 森林水産課
第2項 農作物災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農政企画課 <input type="checkbox"/> 農業振興課 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設課
第3項 防災営農体制等の整備	<input type="checkbox"/> 農業振興課 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 農村整備課

第1項 農業災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第1項農業災害予防計画】を参照する。

第2項 農作物災害予防計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第2項農作物災害予防計画】を参照する。

第3項 防災営農体制等の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第4節 第3項防災営農体制等の整備】を参照する。

第8節 地震防災緊急事業の推進

【施策の基本方針】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画にしたがって事業を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 地震防災緊急事業の推進 1. 地震防災緊急事業五箇年計画 2. 市の事業計画	□危機管理部 □各課

第1項 地震防災緊急事業の推進

1. 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条では、知事は人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案し、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができるものと定められている。

■地震防災緊急事業五箇年計画の概要

	計画内容
計画年度	令和3年度～令和7年度（第6次）
対象事業	市が実施する事業については、地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。 1) 避難地 2) 避難路 3) 消防用施設等 4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート 6) 共同溝等 7) 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの 9) 上記7)～8)の他、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの 10) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農家用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの 11) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設 12) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 13) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

計画内容	
14) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫	
15) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材	
16) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策	

2. 市の事業計画

市は、次の事業を推進する。

■ 2号 避難路

事業の概要			整備年度（予定）
稗原通線（東部第二）	L = 913m	W = 20.0m	平成12～令和10年度
今村通線（東部第二）	L = 907m	W = 16.0m	平成12～令和10年度
昭栄通線（東部第二）	L = 716m	W = 19.0m	平成12～令和10年度
新町停車場線（新町橋）	L = 236m	W = 16.0m	平成23～令和5年度
吉村通線（大町工区）	L = 261m	W = 19.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（2工区）	L = 212m	W = 27.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（3工区）	L = 502m	W = 27.0m	平成29～令和7年度
昭和通線（永楽工区）	L = 347m	W = 16.0m	令和2～令和11年度
川原通線（高洲工区）	L = 533m	W = 12.0m	令和2～令和9年度

■ 3号 消防用施設等

事業の概要	整備年度（予定）
耐震性貯水槽（40m ³ ）	令和3～令和7年度
消防団拠点施設	令和3～令和7年度
消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
水槽付消防ポンプ自動車（小型動力ポンプ付水槽車を含む）	令和3～令和7年度
化学消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
小型動力ポンプ付積載車	令和3～令和7年度
救助工作車及び救助用資機材	令和3～令和7年度
高規格救急車及び高度救命処置用資機材	令和3～令和7年度
自主防災組織防災資機材等	令和3～令和7年度
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
災害対応特殊救急自動車	令和3～令和7年度
緊急消防援助隊資機材整備強化	令和3～令和7年度

■ 5号 緊急輸送を確保するために必要な道路

事業の概要			整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区）	L = 212m	W = 27.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（3工区）	L = 502m	W = 27.0m	平成29～令和7年度
生目の杜西線（防災支援拠点）	L = 1,020m	W = 12.0m	平成29～令和2年度

■ 6号 共同溝等

事業の概要				整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区）	電線共同溝	L = 424m	W = 27.0m	令和元～5年度
宮崎駅東通線（3工区）	電線共同溝	L = 1,004m	W = 27.0m	令和元～7年度

■ 15号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

事業の概要			整備年度
東部第二地区	A = 88.4ha	土地区画整理事業	平成12～令和10年度

第9節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 指令課
第3項 各種防災情報システムの整備等	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 無線通信施設整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第1項無線通信施設整備計画】によるほか、消防局は可搬型衛星地球局（V-SAT）等を有効活用し、情報収集・伝達体制の強化を図る。

第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第2項災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画】によるほか、消防局は可搬型衛星地球局（V-SAT）等を有効活用する。

第3項 各種防災情報システムの整備等

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第3項各種防災情報システムの整備等】を参照する。

第4項 広報、広聴体制の確立

本項目については【風水害対策編 第2章 第6節 第4項広報、広聴体制の確立】を参照する。

第10節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 宮崎市防災会議運用計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第1項宮崎市防災会議運用計画】を参照する。

第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第2項宮崎市災害対策本部組織計画】を参照する。

第3項 初動体制確立への備え

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第3項初動体制確立への備え】を参照する。

第4項 広域応援体制等の整備・充実

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第4項広域応援体制等の整備・充実】を参照する。

■ 第5項 航空消防防災体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第5項航空消防防災体制の整備】を参照する。

■ 第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第7節 第6項緊急時ヘリコプター離着陸場の確保】を参照する。

第11節 避難収容体制の整備

【施策の基本方針】

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導體制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 避難誘導體制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課 <input type="checkbox"/> 観光戦略課 <input type="checkbox"/> 商業政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備	<input type="checkbox"/> 建築住宅課

第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第1項避難計画の策定と避難対象地域の指定】を参照する。

第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第2項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、指定緊急避難場所等の指定・整備に際しては、次の条件に留意する。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
<p>指定緊急避難場所</p> <p>（切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。）</p>	<p>□指定避難所</p> <p>水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、公民館等の公共施設）。</p> <p>※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。</p>	<p>□一時避難場所</p> <p>地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（風水害時の指定避難所のうち耐震性が確保された施設）。</p> <p>□広域避難場所</p> <p>延焼火災等の危険性があり、一時避難場所が使用できなくなった場合に避難する一定規模を有する場所（総合公園、運動公園等）。</p>	<p>【浸水想定区域内】</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所のうち、津波避難ビルの要件を満たした施設。学校の場合は校舎建物（体育館ではない））。</p> <p>□津波避難タワー</p> <p>特定避難困難地域に設置された津波避難施設</p> <p>【浸水想定区域外】</p> <p>□一時避難場所</p> <p>津波から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（地震災害時の一時避難場所）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所）。</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>想定外の津波を考慮し、浸水想定区域外に設けられた施設（耐震性、階高が確保された施設）。</p> <p>【その他】</p> <p>□避難階段</p> <p>上記の緊急避難場所に避難できない場合に緊急的に避難する場所。</p>
<p>指定避難所</p> <p>（被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。）</p>	<p>□指定避難所</p> <p>洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>災害により居住の場を失った住民、ライフライン被害により通常の生活が困難になった住民が長期間の避難生活を送る施設（風水害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>同左（地震災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所（津波災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>

注）指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

■緊急避難場所、避難所の指定の条件

<p>ア 周囲に倒壊のおそれがある建物、石垣、ブロック塀がないこと</p> <p>イ 延焼遮断帯、樹木等があり、火災の危険がないこと</p> <p>ウ 安全空間が十分確保されていること</p> <p>エ 避難に有効な出入口が整備されていること</p> <p>オ 有効な避難路が整備されていること</p> <p>カ 情報伝達に便利なこと</p> <p>キ 津波の危険がない場所にあること</p>
--

■ 広域避難場所の選定条件

- ア 広域避難場所は、周辺市街地が大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- イ 広域避難場所は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね10ha以上を標準として配置する。
- ウ 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- エ 広域避難場所周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- オ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内とする。

■ 第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第3項指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除】を参照する。

■ 第4項 避難誘導體制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第4項避難誘導體制の整備】を参照する。

■ 第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第5項指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知】を参照する。

■ 第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第6項指定避難所の開設運営体制の整備】を参照する。

■ 第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第8節 第7項応急仮設住宅の供用体制の整備】を参照する。

第12節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 <input type="checkbox"/> 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 【要配慮者ごとの担当課】 ・介護支援が必要な高齢者 <input type="checkbox"/> 地域包括ケア推進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	・障がい者 <input type="checkbox"/> 障がい福祉課 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 ・難病患者 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 親子保健課 ・傷病者 <input type="checkbox"/> 親子保健課 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 ・乳幼児、妊産婦、小学生 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子保健課 ・日本語が不自由な外国人 <input type="checkbox"/> 秘書課

第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第1項社会福祉施設、医療機関等の対策】を参照する。

第2項 在宅の要配慮者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第2項在宅の要配慮者対策】を参照する。

第3項 避難行動要支援者対策

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第3項避難行動要支援者対策】を参照する。

■ 第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施 ■

本項目については【風水害対策編 第2章 第9節 第4項要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施】を参照する。

第13節 救急・救助及び消火活動体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策 1. 消防活動困難地区火災予防対策 2. 特殊火災予防対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第2項 防火管理体制の強化対策 1. 防火管理体制の強化対策 2. 消防同意制度の効果的な運用 3. 火災予防条例の運用	<input type="checkbox"/> 予防課
第3項 予防指導・査察計画 1. 予防指導、査察計画	<input type="checkbox"/> 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策 1. 消防力の整備、強化対策	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第5項 救急・救助体制の整備 1. 救急活動体制の強化 2. 救助体制の整備 3. 救助機関との連携	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

1. 消防活動困難地区火災予防対策

消防局は、人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関からの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。

また、建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。

なお、消防車両の進入が困難な地区においては、特に初期消火が重要となるため、自主防災組織等の整備を促進し、防火意識の普及を図るとともに消火訓練等を実施する。

■住民への啓発

	内容
自主防災組織等の育成指導	講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。
火災予防普及啓発	毎年、火災の発生しやすい時季である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、及び春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防普及啓発に努める。
初期消火の徹底	地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2. 特殊火災予防対策

消防局は、防火対象物等の安全性を確保し、火災の発生を未然に防止するため、定期的な立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び点検報告について徹底する。

防火対象物等のうち、病院、集会所、物品販売店舗、ホテル・旅館等その他不特定多数の者が出入りする施設については、防火管理者を選任し、消防用設備等の維持管理の徹底を図るとともに、定期的な立入検査を実施し、火災予防の充実を図る。

また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用の徹底を図り、火災が発生した場合の延焼拡大の危険性を軽減する。

■防火対象物等の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する施設

第2項 防火管理体制の強化対策

1. 防火管理体制の強化対策

消防局は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任することとされる防火対象物の関係者に対する指導について、次のように定める。

- ア 防火管理者を選任し、消防計画を作成するとともに、定期的に消防訓練を実施するよう指導に努める。また、収容人員300人以上の大規模店舗等の選任防火管理者に対する再講習や各事業所向けの防火研修会等を開催することにより、防火管理体制の充実強化を図る。
- イ 消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、消防用設備等の点検報告及び火気の使用について十分な指導を行う。
- ウ 火災予防上必要な事項について適宜指導を行うとともに、避難施設、通路等の適切な管理について徹底を図る。

また、消防法第8条の2の5及び第36条の規定により、自衛消防組織を設置し、防災管理者を選任することとされている建築物その他の工作物の関係者に対して、次の事項などについて指導し、防災管理体制の充実強化を図る。

■防災管理体制の強化対策

- ア 防災管理者の選任、自衛消防組織の設置及び地震、毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害（以下、「毒性物質の発散等」という。）の発生による当該建築物その他の工作物等の被害想定及び想定される被害を軽減する対策。
- イ 防災管理に係る消防計画の作成及び内容の検証並びに当該検証結果に基づく消防計画の見直し
- ウ 防災管理に係る消防計画に基づく避難訓練の実施
- エ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護など応急対策
- オ 毒性物質の発散等による災害発生時における通報連絡及び避難誘導

2. 消防同意制度の効果的な運用

消防局は、建築主事又は指定確認検査機関から消防同意を求められた場合には、建物の規模、構造、用途に応じ、消防用設備等の設置を指導するなど、火災予防上の安全性を確保する。

3. 火災予防条例の運用

消防局は、不特定多数の者が出入する施設において、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、火災予防条例に基づき指導を行う。

第3項 予防指導・査察計画

1. 予防指導、査察計画

(1) 防火対象物通常検査

消防局は、消防法第4条の規定に基づき学校、病院、事業所等その他不特定多数の者が出入りする場所に立ち入り、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査するとともに、不備事項のあるものには、火災予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物通常検査

消防局は、消防法第16条の5の規定に基づき危険物施設の立入検査を定期的実施し、適切な指導を行う。

(3) 特別検査

消防局は、特別な理由により火災予防上必要な場合、適宜立入検査を行う。

(4) 防火指導

消防局は、一般家庭を対象とした防火指導を適宜実施するとともに、住宅用火災警報器の早期設置並びに設置済み家庭への維持管理についての普及広報に努める。

第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

1. 消防力の整備、強化対策

(1) 消防力の強化

消防局は、消防体制・救急体制を強化するために、次の施設・資機材等を充実させる。

ア 十分な消防活動ができるように、消防職員の適正配置を図るとともに、職員の資質の向上、知識・技術の修得に努めるため研修を充実させる。

イ 市街地の拡大や建物の状況等にあわせて、消防車両・資機材の強化を図る。

ウ 情報伝達、伝達体制の整備を図る。

(2) 消防団の強化

消防団は、団員相互の団結を深め、消防活動の協力体制強化を図るとともに、緊急伝達網を通じての招集、参集実施訓練等、団員に対する訓練を強化する。

また、消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

- ア 安全装備（防火衣等）の整備拡充
- イ 消防団PR用のビデオ、ポスター、リーフレットの積極的な活用
- ウ 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

(3) 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中心的な実動部隊として自主防災組織と地域における合同訓練を行うなど消防訓練を指導する。

(4) 消防施設等の整備

消防局は、年次計画に基づき消防施設、非常用発電設備や車両・資機材等の整備、更新を行うとともに、近代化、軽量化を図る。また、消防水利施設の整備を推進する。

さらに、感染症の流行や社会情勢の変化に適応した施設の整備・改修・維持管理に努める。

- ア 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、用水路）とに分けられるが、市街化の進行に伴い自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- イ 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に消防水利を年次計画に基づき整備していく。
- ウ 消火栓については水道管理設時に随時設置する。
- エ 耐震性貯水槽については年次計画に基づき整備を進めていく。
- オ 消防局庁舎及び北消防署を、大規模災害発生時の防災拠点としての機能維持及び緊急消防援助隊等の受援体制の確保のため、災害時に有用な設備（自家給油設備、ヘリコプター離着陸場、備蓄施設、資機材等保管施設、非常用電源、応援職員の受入れ施設等）及び必要な敷地面積を備える形で移転整備する。
- カ 消防施設内での感染症防止対策として、施設及び設備の整備・改修・維持管理を行い、感染症流行時における消防力の維持・確保に努める。
- キ 社会情勢の変化に適応した施設の改修・更新・整備を推進する。

(5) 火災予防活動の強化

消防局は、消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実、強化を図る。

- ア 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、研修会等を通じて、住民の防火意識の高揚を図る。
- イ 消防法令に違反している防火対象物の是正指導を徹底する。
- ウ 消防機関の予防査察等を通じて、防火対象物の関係者に対し、消防用設備等の維持管理及び火気に関する指導の徹底を図るとともに、自衛消防訓練や職場における防火教育の実施により、火災予防普及啓発を図る。

第5項 救急・救助体制の整備

1. 救急活動体制の強化

市は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- カ 住民に対する応急手当法の普及啓発
- キ AED（自動体外式除細動器）の設置場所の周知

2. 救助体制の整備

市は、救助工作車をはじめ、画像探索機や地中音響探知機等の高度救助用器具、マット型空気ジャッキや大型油圧救助器具等の重量物排除用器具、救命ボートや船外機等救助用資機材の整備を促進するとともに、各種救助事案に応じた活動マニュアルの作成及び点検に努める。

また、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

なお、災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるため、民間団体の協力を得て重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

3. 救助機関との連携

市は、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関により設置された宮崎県救助機関災害対策連絡会議を通じて実施する救助機関合同の訓練に参加するなど、連携強化を図る。

■宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織

機関名	委員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長（議長） 消防保安課長

第14節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療課

第1項 災害時医療体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第1項災害時医療体制の整備】を参照する。

第2項 医療施設・設備の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第2項医療施設・設備の整備】を参照する。

第3項 医薬品等の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第11節 第3項医薬品等の確保】を参照する。

第15節 緊急輸送体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急通行車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 管財課

第1項 緊急輸送道路の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第1項緊急輸送道路の整備】を参照する。

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第2項緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進】を参照する。

第3項 緊急輸送体制の確保

本項目については【風水害対策編 第2章 第12節 第3項緊急輸送体制の確保】を参照する。

第16節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

【施策の基本方針】

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備 1. 備蓄物資計画 2. 段階的な備蓄 3. 備蓄物資の運用 4. 救援物資等の集積拠点指定の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備 1. 資機材等の点検整備 2. 水防施設、設備整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 給水体制の整備

市は、必要量を確保するため、主要な配水池に緊急遮断弁等を設置するなど施設整備を図る。また、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図るとともに、地域における給水体制の整備についても、あり方の検討などを含め、関係機関等と協議を行いながら充実に努める。

なお、住民に対しては、給水に関する広報を徹底するとともに、災害時の給水活動支援の中心的な担い手となるよう自主防災組織、消防団等、指定工事業者や輸送業者等との協力体制を確立する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】食糧等の調達・供給体制に関する現況等
資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】水利の種別、所在及び水量、応急給水機械器具の調達

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

1. 備蓄物資計画

市は、災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することを踏まえ、必要な食糧、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備を図るための備蓄基本計画を作成する。

ア 災害に備えて緊急用食糧、生活必需品及び医薬品等の備蓄を図る。

イ 備蓄物資のうち、賞味期限等のあるものは随時入替えを行う。

ウ 災害が発生した場合、すぐに使用できるよう、常時点検・整備を実施する。

- エ 市において新たな施設を建設する場合、備蓄倉庫が併設できないか検討する。
- オ 市の公的備蓄のみでは緊急に必要な食糧や生活必需品が不足することが想定されるため、緊急時における調達に万全を期するため、民間事業者と協定を締結する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】備蓄品目別の目標数量の設定根拠

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】災害時備蓄品の保有状況

2. 段階的な備蓄

(1) 段階的な備蓄の方法

市は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するとともに、次の段階的な備蓄も含め計画的に推進する。

- ア 住民等、事業所での備蓄
- イ 流通在庫備蓄
- ウ 協定の締結による調達
- エ 応急対策従事者のための備蓄

(2) 住民、事業所等での備蓄

住民及び事業所は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備える。また、広報紙や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

(3) 流通在庫備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により食糧の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食糧を供給するため、公的備蓄に加え農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結するなど流通在庫備蓄に努める。

また、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等に努める。協定では、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定する。

3. 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

市は、住家の被害やライフラインの寸断等により食糧の入手が不可能な場合、被災者に対して長時間の対策を効果的に行うため、日頃から応急対策従事者のための食糧、飲料水の確保について検討しておく。

(2) 物資供給

市は、被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、指定避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案のうえ、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給に当たっては、高齢者・女性や子供等要配慮者に配慮する。

■生活必需品（例）

分類	生活必需品
寝具	就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
外衣	ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
肌着	男女下着、子供下着等
身の回り品	タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
食器、日用品	食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

(3) 長期化への備え

市は、長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液、体温計、パーテーション等についても備蓄に努める。

4. 救援物資等の集積拠点指定の推進

市は、災害を受ける危険性が低い大規模な施設（運動公園など）を救援物資等の集積拠点として指定し、大規模災害時における物資の集積・運搬に活用する。

また、物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

第3項 資機材等の供給体制の整備

1. 資機材等の点検整備

市は、災害応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等の整備に努め、随時点検を行い保管に万全を期する。

また、長期にわたる停電に備えて、非常用発電設備及びバッテリー等の保守点検を行う。

- ア 水防用資機材
- イ 消防用資機材
- ウ 救助用資機材
- エ 医療用資機材
- オ 給水用資機材
- カ その他の資機材

2. 水防施設、設備整備計画

市は、速やかに水防活動を行うため、災害危険箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材や水防倉庫等の整備、拡充を図る。なお、水防体制については、別に定める「宮崎市水防計画」による。

- ア 目標を設定して、現有水防資機材の拡充を図る。
- イ 災害発生時に危険性が高い地区における水防倉庫の整備を図る。
- ウ 梅雨期前等に点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- エ 資機材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

第17節 二次災害防止体制の整備

【施策の基本方針】

地震発生時の被害を最小限に抑えるため、土砂災害や火災等による二次災害を防止するための対策及び活動を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 土砂災害防止体制の整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 建築物災害防止体制の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課
第3項 危険物等災害防止体制の整備	<input type="checkbox"/> 予防課
第4項 宅地災害防止体制の整備	<input type="checkbox"/> 開発審査課

第1項 土砂災害防止体制の整備

市は、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生など、災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後の緊急点検、情報収集に関する体制を整備する。

また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、確度の高い情報収集能力を有していることから、同省との情報共有に努める。

第2項 建築物災害防止体制の整備

市は、余震等による被災した建築物の二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図るとともに、避難所の応急危険度判定を建築関係団体と協力し実施する。

また、想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成するとともに、判定活動に必要な判定業務用品（判定用シート、判定用紙）を建築物の被害想定に応じて配備する。

第3項 危険物等災害防止体制の整備

市は、消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次のような保安体制の強化を図る。

- ア 危険物事業所の管理責任者、保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導

第4項 宅地災害防止体制の整備

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備するとともに、宅地判定士の受入体制を整備する。

第18節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所

第1項 防災知識普及計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第1項防災知識普及計画】を参照する。

第2項 職員に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第2項職員に対する防災知識普及】を参照する。

第3項 住民に対する防災知識普及

本項目については【風水害対策編 第2章 第14節 第3項住民に対する防災知識普及】を参照する。

第19節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の啓発を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進 1. 南海トラフ地震防災に関する対策計画の策定促進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第4項 地区防災計画の策定	<input type="checkbox"/> 地域安全課

第1項 自主防災組織の活動促進・支援

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第1項自主防災組織の活動促進・支援】を参照する。

第2項 自主防災組織の育成計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第2項自主防災組織の育成計画】を参照する。

第3項 企業等における防災活動の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第3項企業等における防災活動の推進】を参照する。

ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 南海トラフ地震防災に関する対策計画の策定促進

市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、その地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者による対策計画の策定を促進する。

第4項 地区防災計画の策定

本項目については【風水害対策編 第2章 第15節 第4項地区防災計画の策定】を参照する。

第20節 防災関係機関の防災訓練の実施

【施策の基本方針】

市は、基本法第48条及び水防法第35条に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 地震防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第1項総合防災訓練・市民参加型訓練】を参照する。

第2項 各種防災訓練計画

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第2項各種防災訓練計画】を参照する。ただし、地震災害を考慮し、次の事項について特に対策を講じる。

1. 地震防災訓練の実施

市は、防災週間等を通じ、様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等において地震災害を想定した防災訓練を実施し、地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■地震防災訓練重点課題

	内容
実施時期	防災週間等
重点課題	ア 職員の参集・配備 イ 通信情報伝達 ウ 消火 エ 交通規制 オ 避難誘導 カ 救出、応急医療・救護活動 キ 給食、給水 ク 道路の警戒、応急復旧

■ 第3項 防災訓練の検証

本項目については【風水害対策編 第2章 第16節 第3項防災訓練の検証】を参照する。

第21節 ボランティアの環境整備

【施策の基本方針】

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会所管の宮崎市災害ボランティアセンターとの協力体制の確立を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 ボランティアの養成・登録	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 活動支援体制の整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第1項活動支援体制の整備】を参照する。

第2項 ボランティアの養成・登録

本項目については【風水害対策編 第2章 第17節 第2項ボランティアの養成・登録】を参照する。

第22節 地震災害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 調査・研究項目	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 災害教訓の伝承	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 調査・研究の推進

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第1項調査・研究の推進】を参照する。

第2項 調査・研究項目

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第2項調査・研究項目】を参照する。

第3項 災害教訓の伝承

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第3項災害教訓の伝承】を参照する。

第4項 各種データの保存・整備

本項目については【風水害対策編 第2章 第18節 第4項各種データの保存・整備】を参照する。